

全国装蹄競技大会 諸規程集

全国装蹄競技大会規則

全国装蹄競技大会競技規程

全国装蹄競技大会審査規程

平成28年6月1日



公益社団法人日本装削蹄協会

全国装蹄競技大会規則

第1章 総則

第1条 全国装蹄競技大会（以下「大会」という。）は、装蹄技術の向上を図り、馬の能力の増進に資することを目的とする。

第2条 大会は、日本装蹄協会（以下「本会」という。）が主催し、農林水産祭参加行事として実施する。

第3条 大会は、原則として、毎年10月中旬の2日間にわたり、本会会長が指定した場所において行う。

第2章 選手

第4条 大会に出場する選手は、認定装蹄師に限るものとし、原則として、本会の正会員である地方会（以下「地方会」という。）の構成員であって、地区の予選競技大会において優秀な成績を収めて、地方会会長またはこれに準ずる者に推薦された者および本大会の優勝経験者とする。

2 出場する選手数は各地区からの推薦出場選手数を原則として地方会会長推薦者30名以内、本大会優勝経験者10名以内、計40名以内とし、これを超えるときは、本会会長が調整し決定する。ただし、本大会優勝経験者の出場が10名に満たないときは、本会会長が地方会会長推薦者枠を調整拡大して、その欠員数を割り当てることができる。

3 出場の決定を受けた選手は、大会参加費として、別に定める金額をすみやかに本会会長に納入するものとする。

4 各地区からの推薦出場選手数は、別にこれを定める。

第5条 地方会会長またはこれに準ずる者は、別記様式の大会出場選手推薦名簿および出場を希望する本大会優勝経験者名簿を、9月末日までに本会会長に提出する。

第3章 競技

第6条 競技は、造鉄、装蹄および装蹄判断の3競技について行い、その細部は大会競技規程にこれを定める。

第4章 審査および褒賞

第7条 審査委員長および審査副委員長は、学識経験のある者から適任者を選任し、審査委員は、大会の優勝経験者から本会会長が別に定める方法により選任して、本会会長が委嘱する。なお、大会当日審査委員に欠員が生じた場合、本会委嘱の競技委員の内から本会会長が任命することができる。

第8条 審査に関する細部の事項は、大会審査規程にこれを定める。

第9条 審査の結果、総合成績の上位3名に対し、本会会長から、褒状および褒賞を授与し、最優秀者には農林水産大臣賞、優秀者には生産局長賞を授与する。

2 種目別に、その最優秀者に対しては、本会会長から褒状および褒賞を授与する。

3 造鉄競技の最優秀蹄鉄は本会に帰属し、展示顕彰する。

第10条 審査、褒賞に対しては、異議を申し立てることはできない。

第11条 褒賞を受けた者について、爾後に、不正行為または錯誤を発見したときは、本会会長は、褒賞を取り消すことができる。

第5章 組織

第12条 大会に次の役員を置く。

- (1) 大会会長 1名
- (2) 大会副会長 1名
- (3) 総務委員 委員長および副委員長各1名
委員若干名
- (4) 競技委員 委員長および副委員長各1名
委員若干名
- (5) 審査委員 委員長および副委員長各1名
委員3名

2 前項の各委員の事務を補佐するため、大会職員として委員助手および事務員各若干名を置くことができる。

第13条 大会会長は、大会業務を掌握する。

2 大会副会長は、大会会長を補佐し、大会会長に事故があるときは、これを代行する。

3 各委員長は、所掌の業務を掌握する。

第14条 総務委員は、大会の開催準備、会場の運営、経理事務の実施、大会行事の運営、会場の秩序維持、その他の庶務に従事する。

第15条 競技委員は、競技の準備、競技場の管理および競技の進行を大会競技規程に従って処理する。

第16条 審査委員は、審査業務を大会審査規程に従って処理する。

第17条 大会会長は、本会会長がこれに当たる。

2 大会副会長は、本会会長が委嘱する。

3 各委員長および委員は、本会会長が任命または委嘱する。

4 大会職員は、本会会長が命ずる。

第18条 大会に、顧問および参与を置くことができる。

2 前項の顧問および参与は、本会会長が委嘱する。

第6章 経費

第19条 大会の開催に要する経費は、選手の出場に要する経費の一部を除き、本会が負担する。

第7章 観覧

第20条 競技は、指定した場所において観覧に供する。

第21条 観覧中秩序を乱すおそれがあると認められる者については、観覧を拒絶することができる。

第22条 観覧者は、競技の進行を妨害し、または選手の競技中の作業を幫助してはならない。

第23条 観覧者は、会場内に畜類を引き入れ、または馬の恐怖する品物を携行してはならない。

第8章 その他

第24条 出場選手に不正もしくは品位を欠く行為があったときは、競技への参加停止を命じ、選手資格を取り消すことができる。

第25条 大会の会務執行上必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄

(中略)

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

別記様式 省略

全国装蹄競技大会競技規程

- 第1条 競技の種目は、造鉄競技、装蹄競技および装蹄判断競技の3種目とする。
- 第2条 造鉄競技種目は、単独造鉄（新標準蹄鉄07タイプ適合競技）を行う。
- 第3条 装蹄競技種目は、造鉄競技種目の成績上位者の中から16名を限度として選ばれた選手により、蹄鉄を単独造鉄で作製し、実馬の装蹄を行う。
- 第4条 装蹄判断競技種目は、実馬の装蹄方針を筆記回答する。
- 第5条 選手番号は、抽選により決定する。
- 第6条 造鉄競技種目の細部については、次のとおり定める。
- (1) 日本装削蹄協会会長（以下、「本会会長」という。）が競技前に見本として提示する前後肢用新標準蹄鉄07タイプと同形、同サイズの07タイプ蹄鉄各1個を作製する。ただし、見本蹄鉄の材料となった鉄桿の長さは非公開とするが、選手は競技前に各々1分間に限り見本蹄鉄を測尺することができる。
 - (2) 火炉および鉄床は、全国装蹄競技大会会場に備え付けの施設のうちから全国装蹄競技大会会長（以下「大会会長」という。）が指定するものを使用するものとし、それらのものの選手への割り当ては、それぞれ選手番号により決定する。
 - (3) 造鉄材料は、前肢用と後肢用いずれも長さ320mmの3分6（9mm×20mm）鉄桿各1本とし、競技直前に競技委員より交付する。材料の再交付は認めない。
 - (4) 交付された材料は、競技前に任意の長さに切断調整して使用する。
 - (5) 釘眼および釘孔は、マスタッドMX50蹄釘に合わせて作製する。
 - (6) 前肢用蹄鉄には鉄頭鉄唇、後肢用蹄鉄には側鉄唇をボールピンもしくはクロスピンハンマーにて鍛出する。
 - (7) 造鉄器具は、選手の自前とする。ただし、火炉付属具、万力および大鋸は、大会会長が貸与するものを使用することが出来るが、大会会長が指定する施設以外のすべての火炉および鉄床、電動式または油圧式の器具、ならびにヤスリ類の使用を禁止する。
 - (8) 規定時間は25分とし、競技の開始と終了は担当の競技委員が合図する。開始の合図がある前ならびに終了の合図があった後は、一切の競技行為を行ってはならない。
- 第7条 装蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。
- (1) 競技は、実馬1頭の前肢および後肢各1蹄を装蹄する。装蹄用馬ならびに装蹄する肢の割当は、選手番号により決定する。
 - (2) 火炉および鉄床は、全国装蹄競技大会会場に備え付けの施設のうちから大会会長が指定するものを使用するものとし、それらのものの選手への割り当ては、それぞれ選手番号により決定する。
 - (3) 競技は、乗馬装蹄により行う。
 - (4) 装蹄作業に先立ち、単独造鉄により、配当された装蹄用馬の蹄のサイズに合わせて無修整の新標準蹄鉄05タイプを作製する。
 - (5) 釘眼および釘孔は、国産4号蹄釘に合わせて作製する。

- (6) 造鉄材料は、長さ300mm、もしくは選手の申告に基づく長さの3分7（9mm×22mm）鉄棒2本とし、競技直前に競技委員より交付する。規定時間内であれば、選手の申告に基づき、大会審査規程に定める減点処置を前提に、材料の再交付を受けることができる。
- (7) 蹄釘は、競技直前に競技委員より交付する国産4号蹄釘12本を用いる。ただし、選手の申告に基づき、大会審査規程に定める減点処置を前提に、蹄釘の再交付を受けることができる。
- (8) 造鉄器具および装蹄器具は、選手の自前とする。ただし、火炉付属具、万力および大鋸は、大会会長が貸与するものを使用することができるが、大会会長が指定する施設以外のすべての火炉および鉄床、電動式または油圧式の器具、ならびに打ち出し用造形型は、その使用を禁止する。
- (9) 造鉄の規定時間は20分とし、作業の開始と規定時間の終了は担当の競技委員が合図する。開始の合図がある前は、一切の競技行為を行ってはならない。終了の合図があった後は、大会審査規程に定める減点処置を前提に、造鉄作業を続行できる。
- (10) 装蹄の規定時間は45分とし、作業の開始と規定時間の終了は、担当の競技委員が合図する。原則として選手番号により4名を1組とし、第1組から競技を開始する。第2組以降は、各々その前の組の競技開始時刻よりおおむね30分遅れて、担当の競技委員の合図により作業を開始する。規定時間内に作業が終了しないときは、大会審査規程に定める減点処置を前提に競技を続行し、最後まで作業を完成させなければならない。
- (11) 装蹄作業は、競技委員長の指名した競技委員助手がそれぞれ助手を務める。助手は、釘付け時における対側肢の保定その他競技委員長が指定する作業を除き助力することはできない。

第8条 装蹄判断競技種目の細部については、次のとおり定める。

- (1) 判断用馬1頭について、当該馬の肢蹄の形態的特性、歩様および装蹄方針を大会会長が交付する所定の用紙に筆記して行う。
- (2) 規定時間は25分とし、競技の開始と終了は担当の競技委員が合図する。ただし、開始の合図がある前および終了の合図があった後は、一切の競技行為を行ってはならない。

第9条 本会会長は、大会前日に選手、競技委員および審査委員合同打合せ会を開催し、当該打合せ会において選手の抽選のほか、前三条の規定および競技の細部に関し必要な事項を指示する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄
(中略)

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

全国装蹄競技大会審査規程

第1条 審査は、造鉄競技、装蹄競技および装蹄判断競技の3競技3種目について行う。

第2条 造鉄競技は、100点を満点とする。

2 次の基準に基づき、担当審査委員3名が合議によって選抜した上位20名の製品について個別に採点し、それらの平均点を個々の選手の得点とする。ただし、採点結果は上位16名に限り公表する。

蹄鉄の形状	5点×2個	(基本的形状、横径、縦径のバランス等)
鉄尾端の処理	5点×2個	(形状等)
溝	5点×2個	(溝の内外偏、起始と終止、深さ等)
蹄鉄の平坦性	10点×2個	(特に内縁部と外縁部の厚さ等)
釘孔	10点×2個	(内外偏、釘眼と釘孔の大きさ、形状、傾斜等)
内外鉄枝処理	5点×2個	(下狭処理、蹄鉄上外縁面取り、踏みかけ防止処理の幅、後肢鉄頭部追突予防、それらの起始点、傾斜等)
鉄唇	5点×2個	(位置、傾斜、厚み、形状等)
横径・縦径適合度	5点×2個	(見本蹄鉄との差違が横径幅の±3mm以内であれば、蹄鉄1個につき最大5点を加点する)

第3条 装蹄競技種目は、蹄鉄、削蹄および仕上げを各100点とする合計300点を満点として採点する。

2 蹄鉄審査、削蹄審査および仕上げ審査は、各審査について各々1名の審査委員が次の基準により採点し、それらの合計点から第7条の減点を差し引いて得点とする。

(1) 蹄鉄審査：100点

鍛練	10点×2個	20点
蹄鉄の形状	10点×2個	20点
溝	10点×2個	20点
釘孔	10点×2個	20点
蹄鉄の平坦性	5点×2個	10点
斜面	5点×2個	10点

(2) 削蹄審査：100点

削切量	10点×2蹄	20点
蹄の内外バランス	10点×2蹄	20点
蹄負面の処理	10点×2蹄	20点
蹄の角度	5点×2蹄	10点
蹄の形状修正	5点×2蹄	10点
蹄底処理	5点×2蹄	10点
蹄叉・蹄支処理	5点×2蹄	10点

(3) 仕上げ審査：100点

剩縁・剩尾	10点×2蹄	20点
蹄鉄の密着性	10点×2蹄	20点
釘頭・釘節の処理	5点×2蹄	10点
鉄頭部適合状態	5点×2蹄	10点

鉄唇の位置と焼込み	5点×2蹄	10点
鉄尾端処理	5点×2蹄	10点
銀線（鏝）処理	5点×2蹄	10点
上弯の方向	5点	5点
上弯細部処理	5点	5点

第4条 装蹄判断競技種目は、100点を満点として採点し、その合計点から第7条の減点を差し引いて得点とする。

第5条 総合成績の序列は、装蹄競技種目に出場した選手を対象に、それらの選手の装蹄判断競技種目の成績を比べ、その上位10位までの選手の中から、造鉄競技種目と装蹄競技種目の合計点で決定する。ただし、同点の場合は、次の各号の順にその得点が高い者を上位とし、これによって決定しない場合は、審査委員の協議による。

- (1) 装蹄判断競技種目
- (2) 装蹄競技種目
- (3) 装蹄競技種目の削蹄
- (4) 装蹄競技種目の適合仕上げ

第6条 種目別成績の序列は、同点の場合、同列とする。

第7条 次の基準により、減点または失格を判定する。

- (1) 造鉄競技種目
 - ア 担当の競技委員が競技の開始を合図する前に競技行為を行ったときは、失格とする。
 - イ 規定時間を超過したときは、失格とする。
- (2) 装蹄競技種目
 - ア 担当の競技委員が造鉄および装蹄の作業開始を合図する前に競技行為を行ったときは、その時点で装蹄競技種目を失格とする。
 - イ 造鉄材料の再交付を受けたときは、1本につき10点を、規定本数以上の蹄釘の再交付を受けたときは、1本につき5点を減点する。
 - ウ 造鉄および装蹄の各規定時間を超過したときは、各々1分（1分未満は切り上げとする。以下同じ。）を増すごとに5点、5分を超えて1分を増すごとに10点を減点する。
 - エ 蹄鉄審査において、蹄鉄が実用に適さないと判断されたときは、その時点で装蹄競技種目を失格とする。
 - オ 装蹄作業中に蹄鉄を破損し、作業の続行が不可能となったときは、その時点で装蹄競技種目を失格とする。
 - カ 釘傷、火傷または過削等の失宜により装蹄用馬を損傷したときは、その程度に応じて50点以内の減点を行い、または装蹄競技種目を失格とする。
- (3) 装蹄判断競技種目
 - ア 判断用馬に対する装蹄判断として不適正な記述のあるときおよび誤字、誤句のあるときは、状況に応じて1件につき1点以内を減点する。
 - イ 他の選手の答案を盗用したときは、装蹄判断競技種目を失格とする。
- (4) すべての競技種目において、前3号に定めるほか、この規程に定める禁止行為を行い、または義務規定に違反し、もしくは観覧者の幫助を受けた選手は、その程度に応

じてその競技種目について50点以内の減点を行い、またはその競技を失格とする。

第8条 この規程に定めるもののほか、全国装蹄競技大会の審査に関し必要があるときは審査委員会において協議のうえ、その都度対応を決定する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄

(中略)

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。